

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1 月20日
【報告者の名称】	株式会社ジャパンケアサービスグループ
【報告者の所在地】	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 ( 5974 ) 7841
【事務連絡者氏名】	常務取締役 松 井 康 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャパンケアサービスグループ ( 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 ) 株式会社大阪証券取引所 ( 大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号 )

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ジャパンケアサービスグループを指し、「公開買付者」とは、株式会社メッセージを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注5) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社メッセージ

所在地 岡山県倉敷市平田923番地 1

( 同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は以下で行っております。 )

岡山市北区下中野1222番地 7

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### ( 1 ) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年 1 月19日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「( 2 ) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「( 3 ) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 利害関係を有しない当社取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

### ( 2 ) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成24年 1 月19日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の創業者であり、筆頭株主である対馬徳昭氏（本書提出日現在の所有株式数1,500,000株、当社が平成23年11月14日に提出した第22期第 2 四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成23年 9 月30日現在の当社の発行済株式総数8,262,000株に対する所有株式数の割合18.16%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様。））との間で、その所有する当社の普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成24年 1 月19日付で締結しております。なお、本書提出日現在、対馬徳昭氏は当社の最高顧問の職に就いておりますが、当社の役員ではなく、当社の経営には関与しておりません。本応募契約の概要については、下記「( 6 ) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を5,506,000株（本公開買付け後に公開買付者が所有する株式数に係る議決権数が、本四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数8,262,000株から、当社が平成23年11月11日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された平成23年9月30日現在の当社が所有する自己株式数3,273株を控除した株式数8,258,727株に係る議決権数（8,258個）の3分の2超となる株式数）に設定しており、本公開買付けに対して応募がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けによって、公開買付者が当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、公開買付者が当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続を実施する予定です（本公開買付け及びその後の当社の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

#### （ア）本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成9年5月に老人用住宅の賃貸管理運営、介護用品の販売、食事の宅配を目的として岡山市青江に設立されました。同月に岡山市南区大福に高齢者住宅である現アミーユ大福を開設して以来、介護サービス事業、給食サービス提供事業、介護用品販売事業等、介護を中心とした事業を展開しており、「障がいを持った高齢者に対して、良質な住まいを提供し、生活を支える」ことを使命とし、障がいを持った方々のノーマライゼーション（普通の生活の実現）を目指しています。この使命のもと、公開買付者は介護付き有料老人ホームの低価格化や入居一時金の廃止、そして施設都合ではないオーダーメイドケアの提供等に業界でいち早く取り組んできました。現在、公開買付者は、介護付き有料老人ホーム事業（アミーユ事業）を引き続き主要事業としつつ、平成23年10月20日に施行された、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」により導入された高齢者住宅サービスである「サービス付き高齢者向け住宅（従来の高齢者専用賃貸住宅を引き継いだサービス）」の事業（Cアミーユ事業）の展開に注力しております。当該事業は、従来の有料老人ホームとは異なり、賃貸借契約による住居の提供及び生活支援サービスによる日々の生活における見守りや緊急時の対応、さらには入居者のうち希望者に対して公開買付者の強みである介護サービスを居宅介護支援サービス、訪問介護サービスという形態で提供することにより、主な入居者である障がいを持った高齢者の方々が各種介護サービスを利用しつつ、自由やプライバシー、尊厳を維持しながら安心して生活できる環境を実現するものです。

このように、公開買付者は、介護付き有料老人ホーム事業（アミーユ事業）及びサービス付き高齢者向け住宅事業（Ｃアミーユ事業）を事業の核としておりますが、今後、中長期的には、医療機関や福祉関係者との連携のもと、在宅者も対象にして、住み慣れた地域で住み続けることができる地域居住（Aging in place）の実現を目指していくことを計画しており、その実現に向けた物的・人的両面についての基盤を質・量ともに充実させるとともに、在宅者に向けた訪問系居宅サービスに係る諸設備及びノウハウの取得・拡充にも注力していく必要があると考えております。

平成23年4月20日公表の総務省統計データによると、日本の高齢者人口は2,960万人（平成22年11月1日現在）となっております。総人口に占める割合は既に23.1%に達していますが、今後もこの高齢者人口比率は更に高まるものと推定されております。また、独立行政法人福祉医療機構が公表する統計資料によれば、要介護認定者についても約490万人（平成22年7月末時点）と年々増加傾向にあり、40年後には約870万人に達するとも言われています。このように高齢者人口が増加傾向で推移しているにもかかわらず、介護が必要な高齢者の方々が安心して暮らしていける住まいは不足しているのが現状であり、今後もますますその傾向が強まるものと見込まれます。こうした事情により、近年多くの事業会社が介護業界に参入をしておりますが、公開買付者では、介護付き有料老人ホームを中心とした事業（アミーユ事業）の既存施設において約98%の入居率、サービス付き高齢者向け住宅を中心とした事業（Ｃアミーユ事業）においては既存物件約92%の入居率と競合他社に比べても高水準となっており、高齢者の方々のニーズに応えた良質な施設・住宅とサービスを提供しているものと考えています。

公開買付者は、引き続き、このような高品質の施設・住宅とサービスを高齢者の方々にご提供し続けるとともに、他方で、住み慣れた地域で住み続けることを希望される高齢者の方々も多く存在することを踏まえ、地域居住（Aging in place）の実現を推進することで、今後も増加し続けるであろう介護を必要とする高齢者の方々の多様なニーズに沿い、「障がいを持った高齢者に対して、良質な住まいを提供し、生活を支える」という公開買付者の使命を多方面から果たしていきたいと考えています。

一方、当社は、平成2年12月に、在宅介護サービス及び介護用品機器の販売を目的として札幌市豊平区に設立された株式会社ケアサービス（現、株式会社ジャパンケアサービスグループ）を中心とする事業会社を傘下におく持株会社であり、グループ内の連結子会社管理及び経営指導を主たる事業としております。当社グループは、「人と人とのつながりを通じて、一人ひとりの『自分らしさ』の実現に貢献する」ことを使命とし、中・重度要介護者が住み慣れた地域で在宅生活をいつまでも続けられるように支援するため、訪問介護や当社が開発した夜間対応型訪問介護等の訪問系居宅サービスを中心とした介護事業を展開しております。

当社は、現在、中期経営戦略の下で、子会社である株式会社ジャパンケアサービス及び株式会社ジャパンケアサービス東日本の合併を通じたブランドの統一を図り、また、関西を中心に地域密着型の総合的介護事業を営む株式会社プランニングケア及び有限会社ピー・スマートを子会社とすることで西日本進出への基盤を構築するとともに、主力事業である在宅介護における24時間定期巡回随時対応サービス事業の整備・強化や、医療と介護の包括的ケアの提供を目的とするアセスメント機能を備えたサービスセンターの開設等、既存事業所の整備や新規事業所の開設といった先行投資を積極的に行い、既存事業の収益性を向上させ、中長期的に地域包括ケア体制の構築を図っていくことにより、要介護者の在宅生活を豊かにできるようなサービス展開を目指しております。

このように、公開買付者と当社は、介護を必要とされている高齢者の方々のニーズに応えられるよう、日々努力を重ねておりますが、今後さらに増加していくことが予想される高齢者の方々の多様なニーズに適時適切に応えられるようにすべく、公開買付者においては常々、価値観や使命を共有し、互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索していたところであり、また、当社においても、新たな中期経営戦略の具現化とそれに伴う成長に向けて効果的な連携を図れる戦略的パートナーを模索していたところでした。

そのような状況の下、公開買付者及び当社は、平成23年10月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取りうる選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、平成24年1月頃、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれのサービス分野を補完し、包括的な介護サービスの提供が可能となる旨、及び両社の連携の成果を最大化するためには、当社が公開買付者の完全子会社となり、両社が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、公開買付者は、介護付き有料老人ホーム事業（アミーユ事業）及びサービス付き高齢者向け住宅事業（Cアミーユ事業）を事業の核とし、介護を要する高齢者向けの施設・住宅に強みがある一方で、在宅介護については、地域居住（Aging in place）を実現していくための取組みが緒についたばかりの状況にあります。他方で、当社は、訪問介護や当社が開発した夜間対応型訪問介護等の訪問系居宅サービス・通所介護をその主力事業とし、在宅介護サービスに強みを有しておりますが、公開買付者が運営するような介護付き有料老人ホームの展開は十分ではなく、在宅介護以外の形を希望される高齢者の方々のご要望に十分に答え切れていない状況にあります。このような状況下で、公開買付者と当社が戦略的パートナーとして緊密に連携して事業を進めることで、それぞれのサービス分野を補完し、在宅介護サービスからサービス付き高齢者向け住宅、さらには介護付き有料老人ホームまで、包括的な介護サービスを提供することができるようになるだけでなく、公開買付者は関東エリア及び西日本エリアを中心に事業展開し、当社は北海道を含む東日本エリアにて積極的に事業展開していることも勘案すれば、戦略的な連携により、そのような包括的な介護サービスを全国規模で実現できるものと考えられます。

また、当社は、平成9年10月に日本証券業協会に店頭登録し、平成16年12月にはジャスダック証券取引所（現在の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場し、一般投資家を含む多数の投資家の方からご支援をいただいておりますが、当社において上記の早期かつ大規模なシナジーの実現を図っていくためには、既存事業所の整備や新規事業所の開設等の積極的な先行投資や、M & Aによる事業規模の拡大を検討する必要も生じる可能性があります。しかし、このような先行投資やM & Aは、短期的には当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があり、また経済環境や政策等の動向次第では所期の目的どおりの成果を生むとは限らず、その結果、多数の投資家の方々のご期待に沿えない事態も生じ得ます。また、包括的な介護サービスを公開買付者と一体となって事業展開するに際して公開買付者及び当社との密接な連携が必要となるところ、当社に多数の投資家の方々が存在する状況では、公開買付者と当社との間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、公開買付者との戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となり、公開買付者と当社の戦略的連携により得られるシナジーが減殺されてしまうおそれがあります。公開買付者と当社が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、当社が公開買付者の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、公開買付者グループの一員として、公開買付者と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

さらに、近年、上場を維持するために必要な様々なコストが増大（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、開示項目の増加、独立役員の導入等）する一方で、当社においては、資本市場を通じた大規模な資金調達、当面想定されておられません。上場していることによる信用力の向上やコンプライアンス体制の整備については、これまでの業容拡大、体制整備により、たとえ非公開化したとしても、十分な水準を維持することが可能な状況にあることに加え、上場会社である公開買付者のグループ会社として、適切なコンプライアンス体制を構築・維持する方針であり、十分な水準を維持することが可能と考えております。また、当社が上場廃止になったとしても、公開買付者と当社の戦略的連携から得られるシナジーに悪影響はないと考えられます。

このような検討過程を経て、公開買付者及び当社は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシナジーは極めて大きいだけでなく、そのシナジーを最大化するためには、公開買付者が当社を完全子会社化することにより、両社が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成24年1月19日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。

#### （イ）本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付け後に当社の完全子会社化を経て、公開買付者グループから1名の取締役を当社に派遣する予定ですが、詳細については、本公開買付け実施後に両社で協議して決定します。また、本公開買付け後も、原則として、大要において従前と同様の条件にて当社の従業員の雇用を継続する予定です。

(ウ) 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「公開買付者との間で利害関係を有しない独立役員による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、( ) 公開買付者と当社が戦略的パートナーシップを組み、介護を要する高齢者向けの施設・住宅に強みのある公開買付者と在宅介護サービスに強みのある当社が一体となって事業を進めることで、包括的な介護サービスを提供できるようになることに加えて、( ) 本取引により、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、当社において、短期的な業績変動に過度に捉われず、潜在的な利益相反の問題等上場会社であることに伴う各種の制約を回避しつつ、公開買付者グループとの戦略的連携を緊密にし、それによるシナジーを最大化することが可能となり、他方、( ) 公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）から取得した平成24年1月18日付株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）」といいます。）及びこれに基づく三菱東京UFJ銀行からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が30営業日に設定されていることその他本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）に当該各株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されている等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことを踏まえ、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことといたしました。

なお、上記当社取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で当該決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、公開買付者が本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性を可及的に担保すべく、以下のような措置を実施しました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社の普通株式の価値算定を行い、公開買付者は野村證券から平成24年1月18日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書（野村證券）によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：230円から236円

類似会社比較法：0円から302円

DCF法：233円から483円

市場株価平均法では、基準日を平成24年1月13日として、JASDAQ市場における当社の普通株式の直近6ヵ月の終値の平均（236円（小数点以下四捨五入））、直近3ヵ月の終値の平均（230円（小数点以下四捨五入））、直近1ヵ月の終値の平均（233円（小数点以下四捨五入））、直近1週間の終値の平均（231円（小数点以下四捨五入））及び基準日の終値（230円）を基に、当社の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を230円から236円までと算定したとのことです。なお、基準日である平成24年1月13日にJASDAQ市場における当社の普通株式の取引が成立しなかったため、当社の普通株式の直近取引成立日である平成24年1月12日の普通株式の終値を基準日終値としているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を0円から302円までと算定したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を233円から483円までと算定したとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書（野村證券）の各手法の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対馬徳昭氏及び当社との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり345円とすることを決定したとのことです。



なお、本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年1月18日のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値230円に対して50%のプレミアムを、平成24年1月18日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値232円（小数点以下四捨五入）に対して48.71%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年1月18日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値230円（小数点以下四捨五入）に対して50%のプレミアムを、平成24年1月18日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値235円（小数点以下四捨五入）に対して46.81%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。また、本公開買付価格345円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日のJASDAQ市場における当社の普通株式の取引終値の231円に対して49.35%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱東京UFJ銀行に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月18日付で三菱東京UFJ銀行から本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）を取得しております（なお、当社は三菱東京UFJ銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

三菱東京UFJ銀行は、当社から事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得したうえで当該内容についての説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）では、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社の株式価値が算定されております。本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）によれば、採用した各手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価平均法：230円から235円

類似会社比較法：157円から283円

DCF法：308円から488円

市場株価平均法は、当社株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価平均法では、平成24年1月17日を算定基準日とし、JASDAQ市場における当社の普通株式の基準日終値並びに直近1ヵ月の終値の平均、直近3ヵ月の終値の平均及び直近6ヵ月の終値の平均を基に株価終値平均値（それぞれ、230円、232円（小数点以下四捨五入）、230円（小数点以下四捨五入）及び235円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、当社の普通株式1株当たりの株式価値を230円から235円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を157円から283円までと算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を308円から488円と算定しております。

なお、第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選任し、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

#### 公開買付者との間で利害関係を有しない独立役員による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

当社は、平成23年12月15日、公開買付者及び当社からの独立性が高い当社の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である扇田守氏に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を当社取締役会に対して表明することを依頼しております。

扇田守氏は、平成23年12月15日から平成24年1月18日までの間、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねました。

具体的には、上記の期間内において、計3回にわたり、当社の取締役、リーガル・アドバイザーであるTMI及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱東京UFJ銀行と話合いの場をもち、当社の取締役及び三菱東京UFJ銀行から、本取引に係る一連の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容について説明を受け、また、TMIから、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、三菱東京UFJ銀行から本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、この点に関する質疑応答を行っております。

扇田守氏は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、当社が三菱東京UFJ銀行から取得した本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）及びこれに基づく三菱東京UFJ銀行からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、公開買付期間が30営業日に設定されていることその他本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成24年1月18日付で、当社取締役会に対して、(a)本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出しております。

#### 利害関係を有しない当社取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、三菱東京UFJ銀行から取得した本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）、TMIから得た法的助言、当社の独立役員である扇田守氏から取得した意見書及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、( )公開買付者と当社が戦略的パートナーシップを組み、介護を要する高齢者向けの施設・住宅に強みのある公開買付者と在宅介護サービスに強みのある当社が一体となって事業を進めることで、包括的な介護サービスを提供できるようになることに加えて、( )本取引により、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、当社において、短期的な業績変動に過度に捉われず、潜在的な利益相反の問題等上場会社であることに伴う各種の制約を回避しつつ、公開買付者グループとの戦略的連携を緊密にし、それによるシナジーを最大化することが可能となり、他方、( )本株式価値算定書（三菱東京UFJ銀行）及びこれに基づく三菱東京UFJ銀行からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、公開買付期間が30営業日に設定されていることその他本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されている等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことを踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

上記当社取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で当該決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記当社取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、当社の発行する普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと及び当社が全部取得条項の付された当社の普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類当社の株式を交付すること、並びに以上乃至を付議議案に含む定時株主総会を平成24年6月に開催し、上記乃至を上程すること及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を開催し、上記を上程することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の定時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主様（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主様に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、( )上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、( )上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

公開買付者によれば、当社の完全子会社化に係る具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成24年10月を目処に当社の完全子会社化に係る手続を完了させることを予定しているとのことです。）等については、当社と協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、上記定時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用法令に従い、当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした手続を実施することを企図しておりますので、その場合、当社の普通株式はJASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたいと見込んでいます。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、対馬徳昭氏との間で、平成24年1月19日付で本応募契約を締結し、対馬徳昭氏の所有する当社の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。ただし、本応募契約における対馬徳昭氏の応募義務は、( )金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)その他適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後撤回されていないこと、( )公開買付者が表明及び保証する事項(注1)並びに本応募契約に定める公開買付者の義務(注2)の重大な違反が存在しないことを前提条件としているとのことです。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、対馬徳昭氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、( )公開買付者の有効な設立及び存続、( )本応募契約の締結・履行に必要な権限及び権能並びに必要な手続の履践、( )本応募契約の適法性、有効性及び強制執行可能性、( )本応募契約の締結・履行の法令等への抵触の不存在、( )本応募契約の締結・履行に必要な許認可等の取得・履践、( )公開買付者は、当社に関して、金融商品取引法第166条第1項柱書に規定される重要事実であって、公表されていないもの、又は金融商品取引法第167条第1項柱書に規定される公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実であって、公表されていないもの(本公開買付けに関する事実を除きます。)を認識していないことを表明及び保証しているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けを実施する義務、本応募契約上の義務違反又は表明保証違反による補償義務、及び秘密保持義務を負っているとのことです。

## 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
馬袋 秀男	代表取締役社長	-	15,000	15
松井 康夫	常務取締役	経営企画部・ 管理本部管掌	5,000	5
久保田 秀美	常務取締役	-	2,000	2
林 雅樹	取締役	-	3,000	3
瀬戸口 信也	取締役	-	3,000	3
濱中 俊明	取締役	-	0	0
板垣 貴宏	取締役	-	2,000	2
稲津 隆夫	監査役(常勤)	-	3,000	3
佐藤 良雄	監査役(非常勤)	-	10,000	10
扇田 守	監査役(非常勤)	-	9,000	9
計			52,000	52

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役佐藤良雄及び扇田守は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

## 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

## 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

## 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。